

# 高等教育の機会均等に関する要望

平成30年2月  
日本私立大学団体連合会

現在、政府・与党において、教育の機会均等に向け、活発な議論がなされています。昨年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の「高等教育の無償化」においては、授業料減免措置等拡充の施策が示されました。

高等教育の経済的負担軽減に関するスキームを構築する際には、私立大学の経常的経費に対する補助を充実させて学生納付金に関する国私間格差を縮小させたうえで、国立か私立かの設置形態に依拠するのではなく、学生一人ひとりの能力と経済状況に応じたきめ細かい支援体制を構築していただきますよう、以下の点について強く要望します。

## 1. 国立大学生と私立大学生間の不当な格差の固定化について ―経済格差と教育格差の悪循環

現在、国立大学生と私立大学生には、公財政支出一人当たり13倍という不当な格差があり、私立大学生への公的支援の脆弱さが、国立大学生と私立大学生の授業料等の学生納付金の格差（国立：約54万円、私立：約122万円）をもたらしている。

○国私間における公財政支出や学生納付金の格差を是正しないままに、現在提案されている授業料減免措置等を拡充すれば、現行の私立大学の授業料減免措置に対する公的支援の対象者を縮小させる可能性があり、国私間の公財政支出格差（＝納税者間の不平等）がさらに拡大することになり兼ねない。まずは、国立大学生と私立大学生との間の異常に大きな公的支援の格差と学生納付金額の格差の是正を検討すべきである。

○私立大学の学生納付金には、最高裁判決においても授業料と同一の性質を有するものとされている実験実習費、施設設備費、教育充実費や諸会費等が含まれており、私立大学生に係る授業料減免措置額を定める際には、狭義の授業料だけでなく、学生納付金全額を対象とした検討がなされるべきである。

## 2. 支援措置の対象となる大学等の要件について

本施策においては、支援措置の対象となる大学等に一定の要件を課すことが予定されているが、その要件は、大学教育の質の向上や低所得者層の子弟の大学進学率の向上、教育の機会均等の推進に資するものでなければならない。

○支援措置の対象となる大学等とそうでない大学等を選別することで、低所得者層の子弟の就学機会をいたずらに狭めることは避けなければならない。

○高等教育の無償化の具体策の検討においては、政策本来の目的に立ち返り、対象校を過度に限定せず、学生一人ひとりの能力と経済的事実等に応じたきめ細かい支援体制を構築することで、若者が行きたい大学に進学できるようにすべきである。